



2024年4月30日

各位

会社名 中国電力株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中川 賢剛
(コード番号 9504 東証プライム)
問合せ先 コンプライアンス推進部門(秘書グループ)
マネージャー 新谷 英俊
(TEL 082-241-0211)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を本年6月26日開催予定の第100回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 導入の目的

当社取締役会は、当社の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)および役付執行役員(取締役を兼務する者を除きます。以下、あわせて「取締役等」といいます。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主のみなさまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主のみなさまのご承認をいただくことを条件に、本制度を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を本株主総会に付議することとしました。

なお、本制度の導入については、構成員の過半数が社外取締役である報酬委員会への諮問を経ております。

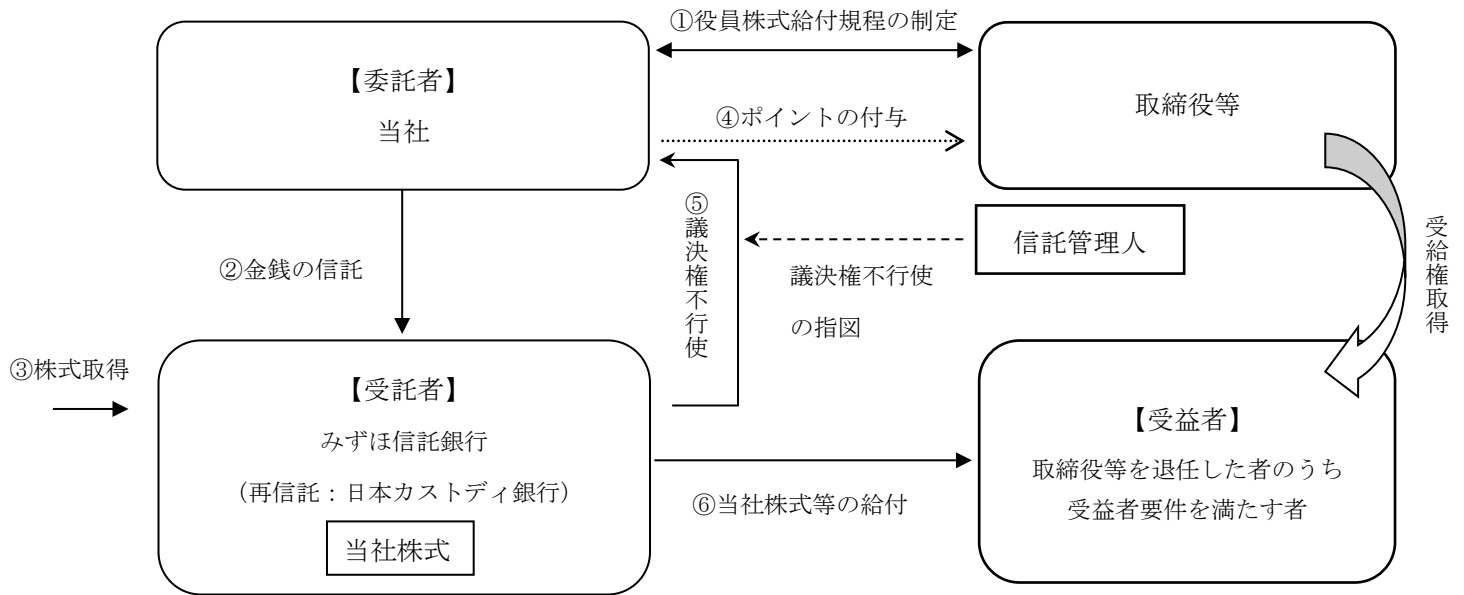
2. 本制度の概要

(1) 制度概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等に対し、役職に応じて定まるポイントおよび業績達成度等に応じて変動するポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および役付執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）

(3) 信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する取締役会において別途定める各期間を、「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）およびその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。この対象期間は、当社の経営計画で数値目標を設定した期間（以下「経営計画期間」といいます。）と連動させることとし、今後、経営計画期間を変更した場合、当該期間の事業年度数に応じて対象期間の事業年度数も変更します（ただし、下記のとおり、当初対象期間については、当該期間の変更にかかわらず、上記の2事業年度から変更しないものとします）。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たりに換算すると329,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、658,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出します（なお、ご参考として、2024年4月26日の終値1,040円を適用した場合、上記の必要資金は、約684百万円となります）。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

なお、当初対象期間のみ2事業年度の期間としておりますのは、現グループ経営ビジョン（エネルギーチェンジ2030）で中間チェックポイントを設定した期間（2026年3月末日で終了する事業年度まで）の残存期間（2事業年度）と合致させることが相当と判断したためであります。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり換算すると 329,000 ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 658,000 株となり、次期以降対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、１事業年度当たり換算したポイント数の上限（329,000 ポイント）に、当該対象期間に係る事業年度数（経営計画期間に係る事業年度数と一致）を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

（６）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役職に応じて定まるポイント（以下「役位ポイント」といいます。）が付与されます。また、取締役等には、各対象期間に関して、「役員株式給付規程」に基づき業績達成度等に応じて変動する数のポイント（以下「業績連動ポイント」といいます。）が付与されます。取締役等に付与されるポイント数は、役位ポイントについては１事業年度当たり 110,000 ポイント（うち取締役分として 48,000 ポイント）を、業績連動ポイントについては 219,000 ポイント（うち取締役分として 95,000 ポイント）に当該対象期間に係る事業年度数（経営計画期間に係る事業年度数と一致）を乗じた数をそれぞれ上限とします。したがって、取締役等に付与されるポイント数の上限を１事業年度当たり換算しますと、合計 329,000 ポイント（うち取締役分として 143,000 ポイント）となります。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主のみなさまによる承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います）。

取締役等に付与される１事業年度当たり換算したポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数 3,290 個の発行済株式総数に係る議決権数 3,579,229 個（2024 年 3 月 31 日現在）に対する割合は約 0.09%です。

下記（７）の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます）。

（７）当社株式等の給付

取締役等が退任し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、「役員株式給付規程」に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます（なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります）。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任が

決議された場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2024年8月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2024年8月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2024年8月 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上